

別添新旧対照表

○ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第11条の規定に基づく市民農園整備促進法の特例に関する省令の制定について（平成19年8月1日付け19農振第818号・国都公緑第99号 農林水産省農村振興局長・国土交通省都市・地域整備局長通知）

新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第1 省令（特例）の趣旨 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号。以下「市民農園法」という。）第7条においては、市民農園の整備を適正かつ円滑に推進するため、市民農園を開設しようとする者が市町村の認定を受けることができる制度が設けられている。このため、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する活性化計画に位置付けられた市民農園の整備に関する事業についても、市民農園を開設しようとする農林漁業団体等（以下「農林漁業団体等」という。）は、当該活性化計画の作成後において、市民農園法第7条第1項に基づく認定の申請をすることとなる。</p> <p>しかしながら、当該申請時に記載が義務づけられている市民農園の用に供する農地の位置、面積や開設の時期等が活性化計画に記載された場合は、市民農園の開設の認定に当たって、認定申請者（農林漁業団体等）に改めて同様の記載事項等を義務づけることは適当ではない。</p> <p>このため、法第11条に、法第5条第4項に規定する市民農園の整備に関する事業を実施する農林漁業団体等について、その実施する事業が活性化計画に記載された場合には、その手続上の負担軽減を図る観点から、市民農園法第7条第1項に基づく認定の申請において、同項及び同条第2項の規定にかかわらず、簡略化された手続によることができる旨が規定されているところ。簡略化可能となる具体的な手続等については、農林水産省令・国土交通省令に委任されていることから、本省令を定めた。</p> <p>第2 省略可能となる記載事項 都道府県又は市町村が、活性化計画に農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則（平成19年農林水産省令第65号。以下「規則」という。）第2条第4号イからニまでに掲げる事項を記載した場合においては、市民農園法第7条第1項に基づく市民農園開設の認定の申請において、省略可能となる記載事項は次に掲げる事項とする。</p> <p>第3 （略）</p>	<p>第1 省令（特例）の趣旨 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号。以下「市民農園法」という。）第7条においては、市民農園の整備を適正かつ円滑に推進するため、市民農園を開設しようとする者が市町村の認定を受けることができる制度が設けられている。このため、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する活性化計画に位置付けられた市民農園の整備に関する事業についても、市民農園を開設しようとする農林漁業団体等（以下「農林漁業団体等」という。）は、当該活性化計画の作成後において、市民農園法第7条に基づく認定の申請をすることとなる。</p> <p>しかしながら、当該申請時に記載が義務づけられている市民農園の用に供する農地の位置、面積や開設の時期等は、活性化計画への記載事項であり、市民農園の開設の認定に当たって、認定申請者（農林漁業団体等）に改めて同様の記載事項等を義務づけることは適当ではない。</p> <p>このため、法第11条に、法第5条第3項に規定する市民農園の整備に関する事業を実施する農林漁業団体等について、その実施する事業が法第5条第1項に規定する活性化計画に記載された場合には、その手続上の負担軽減を図る観点から、市民農園法第7条第1項に基づく認定の申請において、同項及び同条第2項の規定にかかわらず、簡略化された手続によることができる旨が規定されているところ。簡略化可能となる具体的な手続等については、農林水産省令・国土交通省令に委任されていることから、本省令を定めた。</p> <p>第2 省略可能となる記載事項 都道府県又は市町村が、活性化計画に市民農園の整備に関する事項を記載する場合に、市民農園法第7条第1項に基づく市民農園開設の認定の申請において、省略可能となる記載事項は次に掲げる事項とする。</p> <p>第3 （略）</p>